

随意契約結果及び契約の内容

工事の名称	令和6年度広島新交通城北エスカレーター整備工事
工事概要	昇降設備更新 ・城北駅 エスカレーター 2基
契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	分任支出負担行為担当官 中国地方整備局 広島国道事務所長 田宮 佳代子 広島県広島市南区東雲2丁目13番28号
契約年月日	令和6年 7月10日
契約業者名	東芝エレベータ(株)
契約業者の住所	神奈川県川崎市幸区堀川町72-34
契約金額	97,900,000円(税込み)
予定期格	108,218,000円(税込み)
随意契約によることとしめた理由	別紙のとおり
工事場所	広島県広島市中区西白島町地先
工事種別	機械設備工事
工期(自)	令和6年 7月11日
工期(至)	令和7年 3月31日
備考	

契約理由書

1. 工事名：令和6年度広島新交通城北エスカレーター整備工事
2. 業者名：東芝エレベータ株式会社
3. 住所：神奈川県川崎市幸区堀川町72-34
4. 理由：本工事は、広島新交通昇降設備（エスカレーター設備）の整備工事を行うものである。

当該整備は、設備の機能・性能に影響を及ぼすものであり、確実に整備の施工可能な技術力を有している業者により実施されなければならない。

本設備を設計・製作・据付した東芝エレベータ株式会社以外の者で参加者の有無を確認する公募手続きを行ったところ、参加意思確認書の提出がなかったため、上記業者と契約を行うものである。
5. 適用法令：会計法第29条の3第4項
予算決算及び会計令第102条の4第3号